

## 日本雪合戦連盟からの脱退と審判員資格の今後の取り扱いについて

この度、北海道雪合戦連盟（以下「道連」）は、諸事情により日本雪合戦連盟（以下「日連」）から脱退したため、今後の皆様の審判員資格の取り扱い等について下記のとおりご案内します。

審判員の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

※脱退の経過・理由等については、道連ホームページにてご確認ください

<http://www2.plala.or.jp/do-yuki/topics.html>

### 1 基本的な考え方

#### (1) 今後の道連活動

道連は日連を脱退しましたが、昭和新山国際雪合戦実行委員会とNPO法人雪合戦インターナショナルが中心となって平成24年度に設立する（仮称）国際雪合戦連合（以下「国連」）に新たに加盟し、大会運営・審判認定を継続する予定です。

#### (2) 日連審判員資格の取り扱い

すでに日連審判員資格をお持ちの方については、脱退により資格が消滅しますが、国連が制定する新たな審判員制度に基づく公認審判員として、来年度にそのまま登録させる予定です。

そのため、一時的に混乱が生じないように、今年度に新規取得する方も含め、できる限り今までの審判資格取得・更新の手続きを変えないように対応します。

#### (3) 今年度（2011-2012 シーズン）の暫定措置

今年度は、国連設立までの移行期間として暫定措置をとりますのでご了承ください。

なお、脱退により、道連が今年度に行う審判講習会は、すべて日連各級に準じた講習会という名称になります（講習会は日連加盟当時と概ね同じ内容で実施します）。

※ただし、今年度は、C級受講者への競技規則集の配布は行いません。

#### (4) 昭和新山国際雪合戦との関係

昭和新山国際雪合戦実行委員会と日連は全く別個の団体であり、皆様の昭和新山国際雪合戦への出場等について、道連の脱退による影響は一切ありませんのでご安心ください。

### 2 今年度中の審判員認定・更新手続き

#### (1) 審判員認定講習会の開催

今年度も道連主催による「日連B級に準じた審判員認定講習会」と、道連加盟支部主催による「日連C級に準じた審判員認定講習会」を今までどおり開催します。

ただし、「日連A級に準じた審判員認定審査会」は行いません。

#### (2) 受講・登録に必要な費用と資格要件

基本的に昨年度までと同様とします。

- ① 費用      ○B級 5,000円（受講料2,000円・登録料3,000円）  
                  ○C級 2,000円（受講料1,000円・登録料1,000円）

- ② 資格要件      ○B級・C級ともに、昨年度までの日連認定規程に準じます。

**(3) 有効期限ごとの必要な手続き****① 有効期限が2012年度末（来年度末）の審判員資格をお持ちの方**

- ア) 昇級（C級→B級）を希望する方以外はいずれも手続き・受講等の必要はありません。
- イ) 昇級（C級→B級）を希望する方は、B級に準じた講習会を受講してください。

**② 有効期限が2010年度末又は11年度末の審判員資格をお持ちの方**

- ア) 昇級希望の有無にかかわらず、C級・B級の方はC級・B級に準じた講習会を受講してください。
- イ) A級の方は、特に手続き・受講等は必要ありません。

（A級に準じた審査会・認定続き等を行わないため、A級のみ、有効期限が過ぎても資格を有する者とみなします）

**③ 有効期限が2009年度末以前で切れている方・新たに資格を取得する方**

- ア) いずれの場合も、C級に準じた講習会を受講してください。

**(4) 審判員とする範囲と審判員証****① 今年度中、道連審判員として取り扱う範囲**

今年度に限り、北海道内における全ての大会（昭和新山国際雪合戦を含む）において、下記に該当する方の全員を道連審判員として取り扱います。

- ア) 有効期限が2012年度末及び2011年度末までの日連審判資格を持っていた方
- イ) 今年度に道連及び加盟支部が実施するB級・C級に準じた講習会を受講した方

**② 審判員証等の取り扱い**

- ア) 有効期限が2012年度末及び2011年度末までの日連審判員証をお持ちの方は、廃棄せず、そのままお持ちください（大会等で確認を求める場合があります）
- イ) 今年度に道連及び加盟支部が実施するB級・C級に準じた講習会を受講した方には、道連が発行する受講済証を審判員証の代用証としてお渡しします。

**(5) 国連制度に基づく審判員の認定（来年度）****① 審判員登録と審判員証**

（3）に基づき、2012年度（来年度）において道連審判員としての資格をお持ちの方については、国連が制定する新たな審判員制度に基づく公認審判員として、来年度に全員をそのまま移行させて登録し、新しい審判員証を発行、送付します。

（今年度、受講時にお預かりする登録料は、国連の審判登録料にそのまま充当します）

**3 今年度中の大会ルール**

今年度中の道内大会（昭和新山国際雪合戦を含む）におけるルールについては、原則、昨年度までの日連盟競技規則による運営を基本とし、必要に応じ、大会ごとにローカルルールを設定して対応することとします。

なお、来年度以降は、国連の取り決めに基づいて対応していく予定です。